

鳥取県告示第690号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立博物館の販売用図録の販売に係る収納事務の一部を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手 米子市中町12
米子市美術館
館長 正井三枝子
- 2 委託期間 平成21年11月4日から同年12月31日まで